

## 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表中「1号棟事業用専用区画（駐車場を含む。）」を「1号棟事業用専用区画」に、「2号棟事業用専用区画（駐車場を含む。）」を「2号棟事業用専用区画」に改め、同表に次のように加える。

3号棟事業用専用区画	1平方メートル1月につき	1,880円
------------	--------------	--------

別表備考2中「事業用専用区画、実務研修室及び休憩室に係る使用料は、その月の使用の期間が1月に満たないときは、」を「使用料が1月単位で定められている場合において、使用の期間が1月未満であるとき、又は使用の期間に1月未満の端数があるときには、その使用の期間又はその端数の期間については」に改め、同表備考3中「事業用専用区画（企業集積施設を除く。）、実務研修室及び休憩室に係る使用料は」を「使用料が面積を単位として定められている場合において」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

平成26年9月17日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 理 由

沖縄 I T 津梁パーク施設内に新たな企業集積施設を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。